すみよいまちづくりのために

千葉大学亥鼻キャンパス地区

地区計画の手引き

千　葉　市

目　　次

は　じ　め　に　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

《　地区の位置について　》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

《　地区計画について　》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

《　地区計画の運用基準　》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

1　建築物に関する制限について　・・・・・・・・・・・・・・・・　7

（１）建築物等の用途の制限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

（２）壁面の位置の制限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

（３）建築物の高さの最高限度　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

（４）建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限　・・・・・・　１４

2　届出の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

（１）届出の必要な行為　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

（２）届出先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

は　　じ　　め　　に

千葉大学亥鼻キャンパス地区は、京成千葉線千葉中央駅から東約１ｋｍの高台に位置し、千葉大学の教育・研究・医療施設等が立地しています。また、古く１５世紀にさかのぼり地域信仰の対象であった七天王塚や、正門前に広がる樹木など豊かな緑が保全されており、良好な市街地の形成に寄与しています。

建築物を建築する場合等には、都市計画法や建築基準法に規定されている基準がありますが、これらは最低限の基準であり、本地区の目標とするまちづくりを実現するには十分ではありません。

そこで、千葉大学亥鼻キャンパス地区では、地区計画制度により本地区にふさわしいまちづくりのルールを定め、高等教育機関として高度な教育・研究機能の充実と併せ、機能的で開放的なキャンパス環境を整えるとともに、周辺の居住環境や景観と調和した良好な市街地環境を形成していくこととなりました。

この冊子は、千葉大学亥鼻キャンパス地区の地区計画の内容を説明したものです。今後、建築物を建築される場合等は、この冊子をご活用いただければ幸いです。

この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、周辺の居住環境と調和した美しいキャンパス景観を保全し、良好な市街地環境を形成・保全するためにご協力をお願いいたします。

≪地区の位置について≫

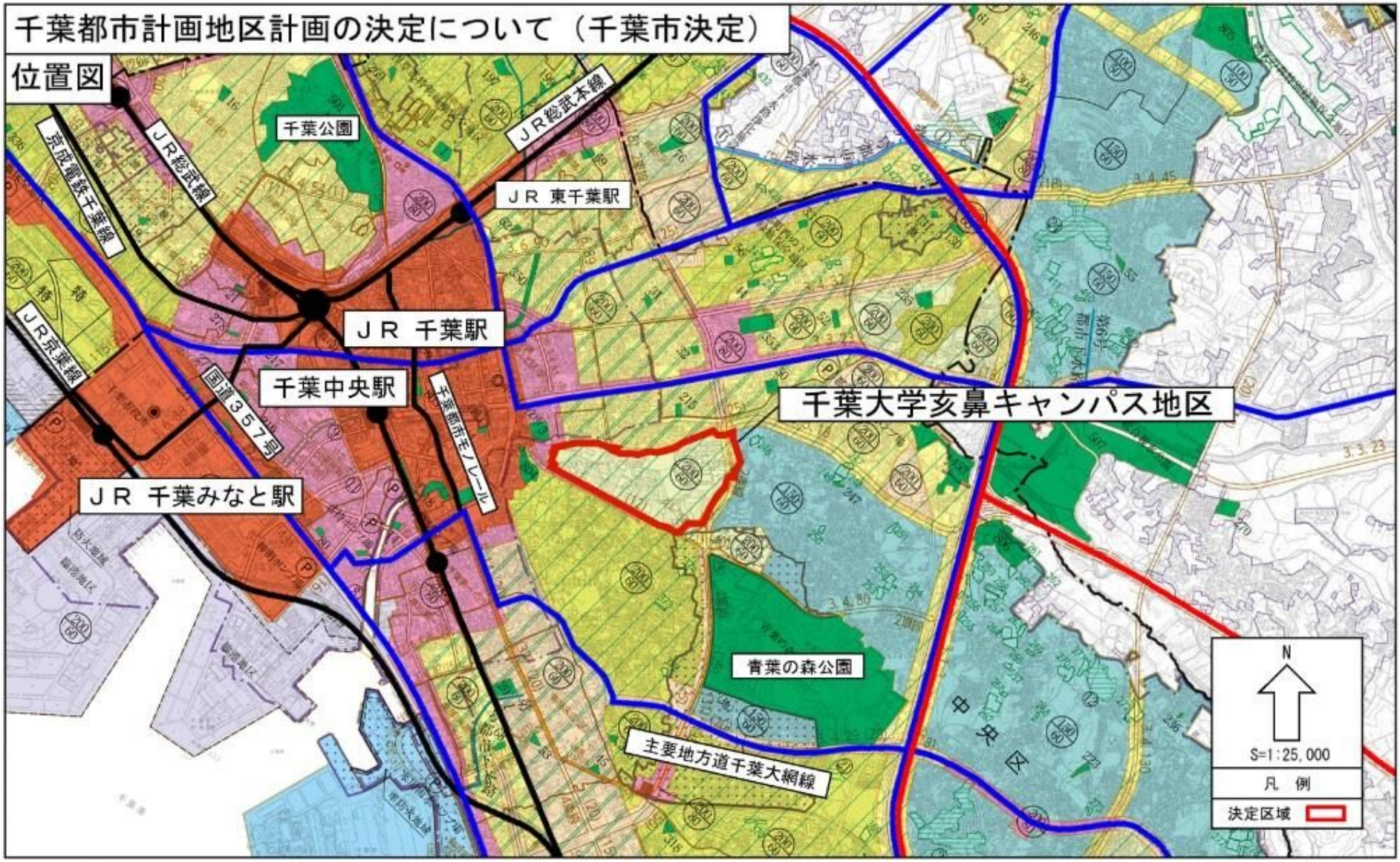
千葉都市計画地区計画の決定について（千葉市決定）
位置図
千葉公園
ＪＲ総武本線
ＪＲ総武線
京成電鉄千葉線
ＪＲ 東千葉駅
ＪＲ 千葉駅
ＪＲ京葉線
千葉中央駅
国道３５７号
千葉都市モノレール
千葉大学亥鼻キャンパス地区
ＪＲ 千葉みなと駅
青葉の森公園
主要地方道千葉大網線
中央区
N
S=1:25,000
凡 例
決定区域

≪地区計画について≫

平成２９年８月　８日決定　千葉市告示第６３２号

千葉大学亥鼻キャンパス地区

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td>千葉大学亥鼻キャンパス地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　　置</td><td>千葉市中央区亥鼻１丁目及び矢作町の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　　積</td><td>約　２６．４ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>本地区は、京成千葉線千葉中央駅から東約１ｋｍの高台に位置し、千葉大学の教育・研究・医療施設等が立地し、緑豊かな自然環境を有する大学のキャンパスが立地する地区である。
このため、地区計画を導入することにより、合理的かつ適切な土地利用を図り、機能的で開放的なキャンパス環境を整えるとともに、周辺の居住環境や景観と調和した良好な市街地環境を形成・保全することを目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td>土地利用に関する方針</td><td>高等教育機関として高度な教育・研究機能の充実を図るとともに、緑豊かでうるおいのある美しいキャンパス景観を保全するため、次の土地利用を図る。
（１）　地区の中央部及び西側は、大学の教育・研究施設の集約化と高度利用を図る区域とし、地区の北側及び西側の外周部は、大学の教育・研究施設を主体として、低層・中層の建物を配置する。
（２）　大学の正門から東西を結ぶ地区の南側外周部は、学内及び地域との交流の促進を図り、大学の地域開放施設を主体として、低層の建物を配置する。
（３）　地区の北側の一部は、基本的に緑地を保全する区域とする。
（４）　地区の東側は、大学の病院施設の集約化と高度利用を図る区域とする。</td></tr>
<tr><td>建築物等
その他の工作物の整備の方針</td><td>良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等に関する事項を次のとおり定める。
（１）　建築物等の用途の制限
（２）　壁面の位置の制限
（３）　建築物の高さの最高限度
（４）　建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">地区整備計画</td><td rowspan="4">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>区分の名称</td><td colspan="2">大学地区</td><td rowspan="2">地域交流地区</td><td rowspan="2">風致保全地区</td><td rowspan="2">病院地区</td></tr>
<tr><td></td><td>（A）</td><td>（B）</td></tr>
<tr><td></td><td>区分の面積</td><td>約
１１．１ha</td><td>約
３．１ha</td><td>約
１．５ha</td><td>約
０．９ha</td><td>約
９．７ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td colspan="6">次に掲げる建築物は建築してはならない。
（１）住宅（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（２）兼用住宅（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（３）共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、計画図に示す風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（４）神社、寺院、教会その他これらに類するもの（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（５）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、計画図に示す風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（６）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（７）公衆浴場（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（８）事務所（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。）
（９）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す地域交流地区又は病院地区にあるもの
（１０）自動車車庫
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）又は地域交流地区にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの
（１１）工場
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">地区整備計画</td><td rowspan="3">建築物等に関する事項</td><td></td><td colspan="5">（１２）危険物の貯蔵又は処理に供するもの
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの
（１３）集会場
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）又は地域交流地区にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの
（１４）学校（大学、高等専門学校、専修学校、及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。）
（１５）病院又は診療所の用途に供するもの（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。）
（１６）畜舎
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するものに限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの</td></tr>
<tr><td>壁面の位置の制限</td><td colspan="5">建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。
ただし、自動車車庫、自転車駐車場、物置その他これらに類する附属建築物で高さが３m以下のもの、地階のもの及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設についてはこの限りではない。
（1）　１号壁面線においては、５m以上とする。
（2）　２号壁面線においては、５m以上とする。</td></tr>
<tr><td>建築物の高さの最高限度</td><td>５０m</td><td>１５m</td><td>１０m</td><td>１０m</td><td>－</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="5">建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け周辺の環境に調和した落ち着きのあるものとする。</td></tr>
</table>

「区域 、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理由

平成２９年２月、本地区内の土地所有者より都市計画法第２１条の２第１項の規定に基づく提案があった。この提案は、土地の高度利用により高等教育機関として高度な教育・研究機能の充実と併せ、豊かな緑資源や良好なキャンパス景観の保全に努め、周辺の居住環境や景観との調和にも配慮されている。このことから、良好な環境の保全や適切な土地利用の誘導を図ることを目的として地区計画を決定する。

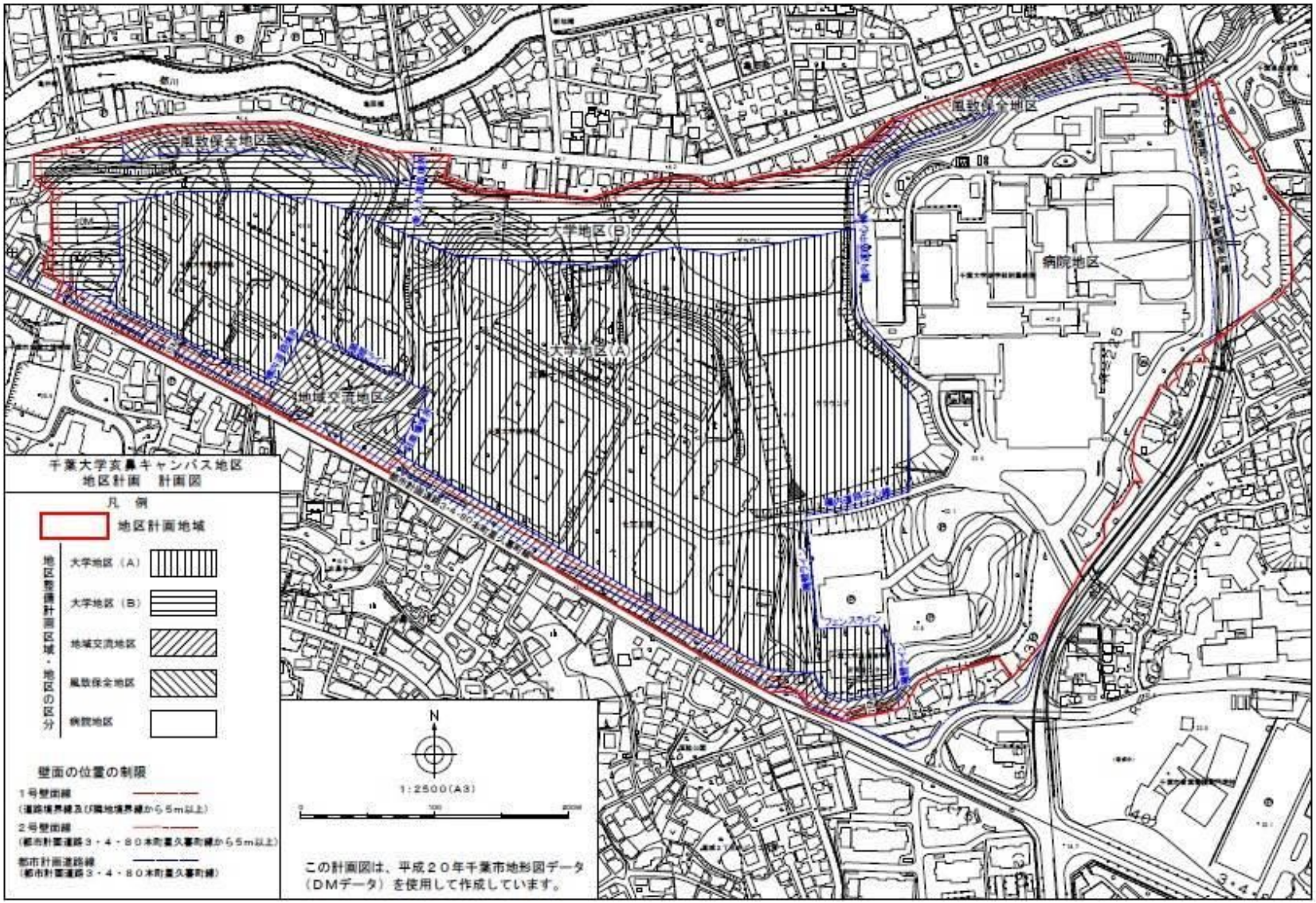
千葉大学亥鼻キャンパス地区
地区計画　計画図
凡　例
地区計画地域
地区整備計画区域・地区の区分
大学地区（A）
大学地区（B）
地域交流地区
風致保全地区
病院地区
壁面の位置の制限
1号壁面線
（道路境界線及び隣地境界線から5m以上）
2号壁面線
（都市計画道路3・4・80木町葛久事町線から5m以上）
都市計画道路線
（都市計画道路3・4・80木町葛久事町線）
N
1:2500(A3)
この計画図は、平成２０年千葉市地形図データ
（DMデータ）を使用して作成しています。
風致保全地区
大学地区(B)
大学地区(A)
地域交流地区
病院地区
フェンスライン

≪地区計画の運用基準≫

１　建築物に関する制限について

本地区では、高等教育機関として高度な教育・研究機能の充実を図るほか、緑豊かでうるおいのある美しいキャンパス景観を保全するため、地区整備計画により次のように建築物等の制限が定められています。

（１）建築物等の用途の制限

用途地域に対応して建築できる建築物の用途が定められておりますが、本地区では、高等教育機関として高度な教育・研究機能の充実を図るため、次のような建築物の用途の制限を定めています。

<table>
<tr><td rowspan="2">建築物等の用途の制限</td><td colspan="2">大学地区</td><td rowspan="2">地域交流地区</td><td rowspan="2">風致保全地区</td><td rowspan="2">病院地区</td></tr>
<tr><td>（A）</td><td>（B）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">次に掲げる建築物は建築してはならない。
（１）住宅（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（２）兼用住宅（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（３）共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（その用途に供する部分が６階以下※a であり、かつ、計画図に示す風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（４）神社、寺院、教会その他これらに類するもの※b（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（５）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの※c（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、計画図に示す風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（６）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの※d（その用途に供する部分が６階以下であり、かつ、風致保全地区以外の地区にあるものを除く。）
（７）公衆浴場（その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるものを除く。）
（８）事務所（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。）
（９）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの※e
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（A）、大学地区（B）にあるもの（建築物に附属するもの※f に限る。）
イ　その用途に供する部分が、計画図に示す地域交流地区又は病院地区</td></tr>
</table>

	にあるもの （１０）自動車車庫 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（Ａ）、大学地区（Ｂ）又は地域交流地区にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの （１１）工場 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（Ａ）、大学地区（Ｂ）にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの （１２）危険物の貯蔵又は処理に供するもの ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（Ａ）、大学地区（Ｂ）にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの （１３）集会場 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（Ａ）、大学地区（Ｂ）又は地域交流地区にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの （１４）学校（大学、高等専門学校、専修学校、及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの※g（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。） （１５）病院又は診療所の用途に供するもの（その用途に供する部分が、計画図に示す風致保全地区にあるものに限る。） （１６）畜舎 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア　その用途に供する部分が、計画図に示す大学地区（Ａ）、大学地区（Ｂ）にあるもの（建築物に附属するものに限る。） イ　その用途に供する部分が、計画図に示す病院地区にあるもの

ａ．「６階以下」とは

高度な教育・研究環境の充実を図るため、本地区では高度地区の最高高さ制限２０ｍを超える建築物の建築を認めることとしていますが、（３）、（５）、（６）の用途に供する部分は、おおむね２０ｍ以下とすることを目的に「６階以下」としています。

○立地できる例

① 対象建築物で６階建て以下

※ P14.「（３）建築物の高さの最高限度について」の指定高さにも適合する必要があります。

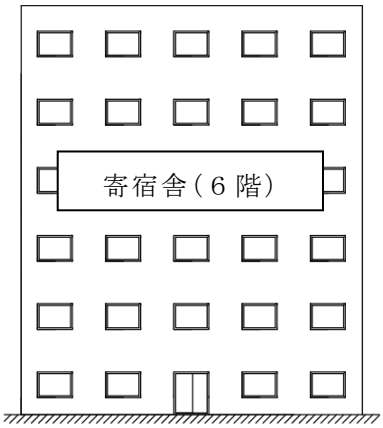

② ６階までは対象となる建築物、７階以上は制限されていない建築物の用途。

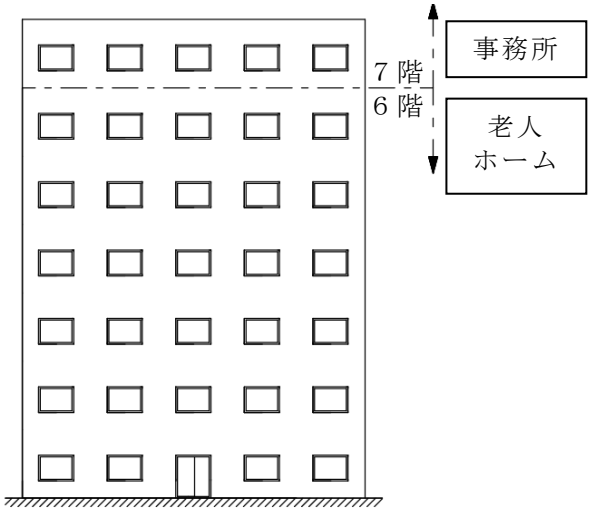

③ ６階までの一部が対象となる建築物、それ以外は制限されていない建築物の用途。

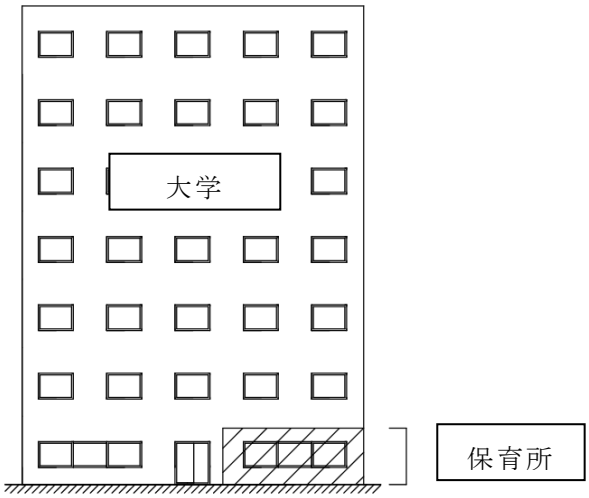

※ ここでは大学地区（A）での例を取り上げています。

※ 用途以外にも各制限に適合する必要があります。

b.「その他これらに類するもの」とは

修道院等の用途に供する建築物を指し、病院地区以外の地区に存するものは建築不可としています。

c.「その他これらに類するもの」とは

老人デイサービスセンター、児童養護施設等が該当します。これらの用途に供する建築物については、用途に供する部分が６階以下で大学地区（A）、大学地区（B）、地域交流地区、病院地区に存するものに限り、建築可能としています。

d.「その他これらに類するもの」とは

身体障害者福祉センター、地域子育て支援拠点事業を行う施設、発達障害者支援センター等が該当します。これらの用途に供する建築物については、用途に供する部分が６階以下

で大学地区（A）、大学地区（B）、地域交流地区、病院地区に存するものに限り、建築可能としています。

e.「その他これらに類する用途に供するもの」とは

日用品の販売を目的とする店舗、食堂、喫茶店、理髪店、美容院等が該当します。

f.「附属するもの」とは

「主たる建築物に機能上関連する建築物」で、かつ、「用途上不可分の関係にあるもの」という条件を満たしたものになります。

ｅｘ．大学会館内に設ける学生、職員等のための食堂は附属する建築物になります。

〇立地できる例

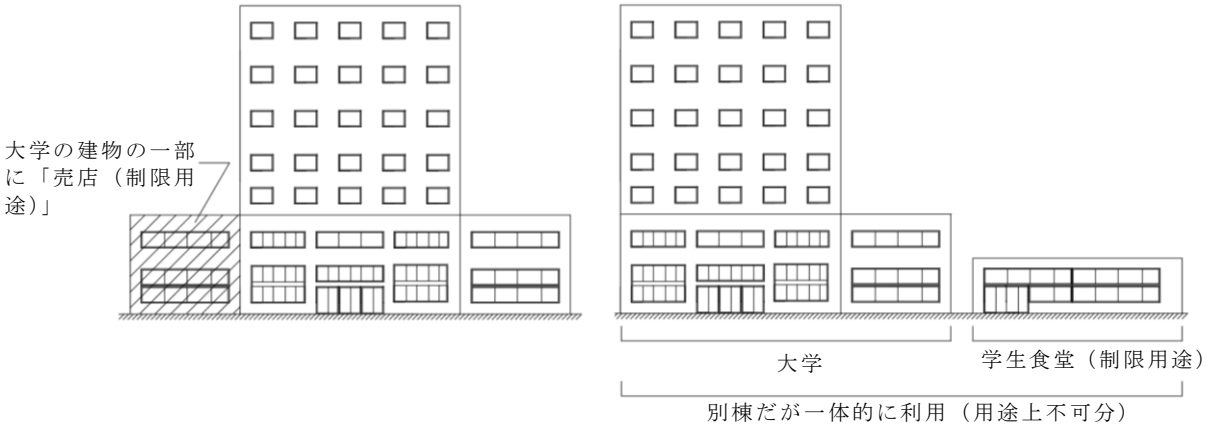

※　ここでは大学地区（A）での例を取り上げています。

※　用途以外にも各制限に適合する必要があります。

g.「その他これらに類するもの」とは

近隣の居住環境を害するおそれのない博物館や近隣住民を対象とした公民館、集会所等の建築物が該当し、風致保全地区に存するものは建築不可としています。

千葉大学亥鼻キャンパス地区　建築物等の用途の制限の概要（参考）

用途地域に対応して建築できる建築物の用途が定められておりますが、本地区では、高等教育機関として高度な教育・研究機能の充実を図るため、次のような建築物の用途の制限を定めています。

建築物等の用途	地区の区分					備　考
	大学地区（A）	大学地区（B）	地域交流地区	風致保全地区	病院地区	
地区整備計画による高さの最高限度	５０ｍ	１５ｍ	１０ｍ	１０ｍ	－	
住宅	×	×	×	×	－	
兼用住宅	×	×	×	×	－	
共同住宅、寄宿舎又は下宿	△注１・２ ６階まで	△注１・２ ６階まで	△注１・２ １０ｍまで	×	△注１ ６階まで	注１）６階建てまで建築可能です（２０ｍ以下を想定） 注２）「階数制限」かつ「高さの最高限度」がかかります
神社、寺院、教会等	×	×	×	×	－	
老人ホーム、保育所、福祉ホーム等	△注１・２ ６階まで	△注１・２ ６階まで	△注１・２ １０ｍまで	×	△注１ ６階まで	注１）６階建てまで建築可能です（２０ｍ以下を想定） 注２）「階数制限」かつ「高さの最高限度」がかかります
老人福祉センター、児童厚生施設等	△注１・２ ６階まで	△注１・２ ６階まで	△注１・２ １０ｍまで	×	△注１ ６階まで	注１）６階建てまで建築可能です（２０ｍ以下を想定） 注２）「階数制限」かつ「高さの最高限度」がかかります
公衆浴場	×	×	×	×	－	
事務所	－	－	－	×	－	
店舗、飲食店等	△注３	△注３	－	×	－	注３）附属建築物に限定されます
自動車車庫	△注３	△注３	△注３	×	－	注３）附属建築物に限定されます
工場	△注３	△注３	×	×	－	注３）附属建築物に限定されます
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	△注３	△注３	×	×	－	注３）附属建築物に限定されます
集会場	△注３	△注３	△注３	×	－	注３）附属建築物に限定されます
学校（各種学校等を除く）、図書館等	－	－	－	×	－	
病院又は診療所	－	－	－	×	－	
畜舎	△注３	△注３	×	×	－	注３）附属建築物に限定されます

×　地区計画で建築不可となるもの

△　地区計画で一部制限されるもの（階数や高さ、附属建築物であること）

－　地区計画で制限しないもの

ここでは概略を示していますので、詳細については別途ご確認ください。

（２） 壁面の位置の制限

本地区は、開放的空間を確保し周辺の居住環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、壁面の位置の制限を定めています。

<table>
<tr><td rowspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="2">大学地区</td><td rowspan="2">地域交流地区</td><td rowspan="2">風致保全地区</td><td rowspan="2">病院地区</td></tr>
<tr><td>（Ａ）</td><td>（Ｂ）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。
ただし、自動車車庫、自転車駐車場、物置その他これらに類する附属建築物で高さが３ｍ以下のもの、地階のもの及び建築物の管理上最低限必要な附帯施設についてはこの限りではない。
（１） １号壁面線においては、５ｍ以上とする。
（道路境界線及び隣地境界線から５ｍ以上）
（２） ２号壁面線においては、５ｍ以上とする。
（都市計画道路３・４・８０本町星久喜町線の境界線から５ｍ以上）</td></tr>
</table>

【境界線からの壁面の距離の取り方】

・１号壁面線

外壁又はこれに代わる柱の面は、道路及び隣地との境界線から５ｍ以上後退してください。

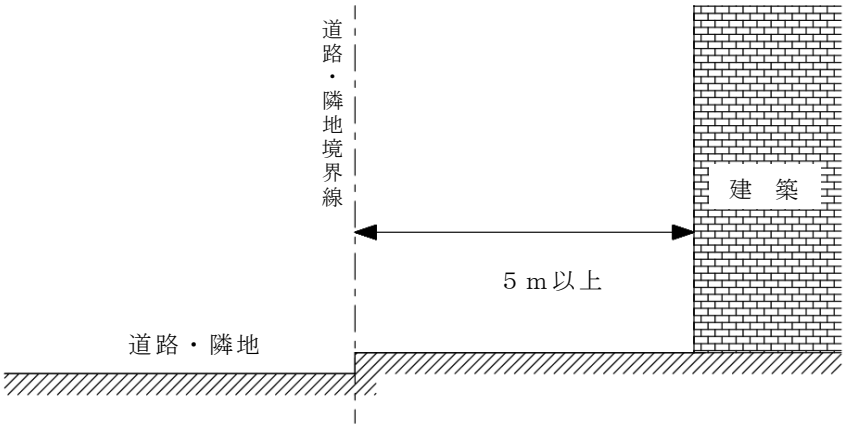

・２号壁面線

外壁又はこれに代わる柱の面は、都市計画道路３・４・８０本町星久喜町線の境界線から５ｍ以上後退してください。

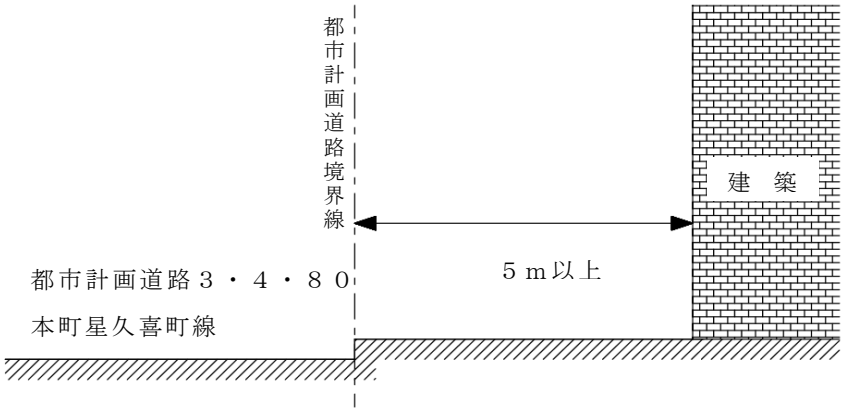

【壁面の位置の制限についての適用除外】

① 附属建築物等

建築物に附属する自動車車庫、自転車駐車場、物置などで高さが３ｍ以下のものについては、壁面の位置の制限は適用されません。

なお、その場合であってもこれらを建築する際には、地区計画の届出は必要です。

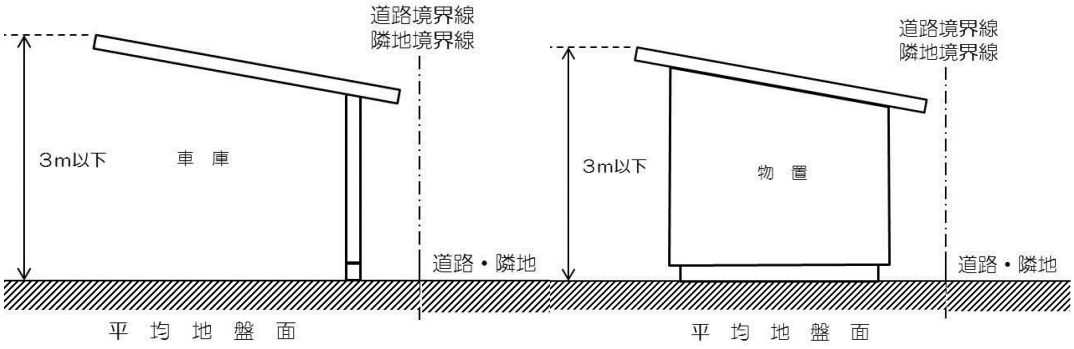

② 地階のもの

建築物の地階部分については、壁面の位置の制限は適用されません。

「地階」とは

建築基準法施行令第一条第二号の規定により、床が地盤面下にある階で、<u>床面から地盤面までの高さ</u>がその階の天井の高さの三分の一以上のものをいいます。

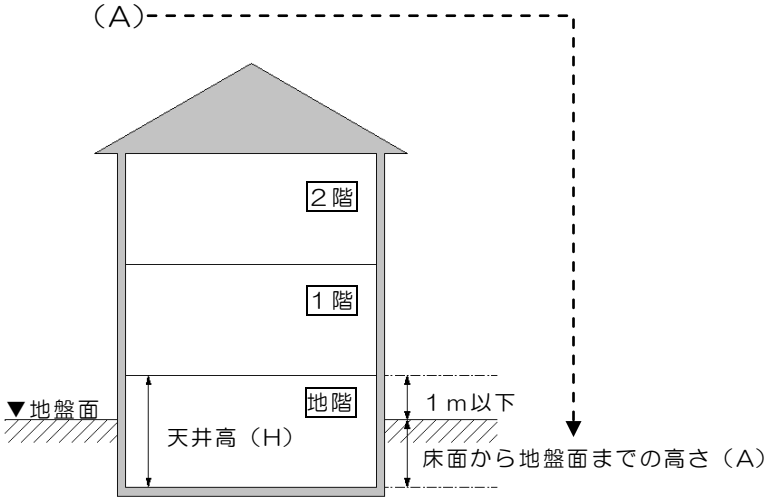

床面から地盤面までの高さ（A）＞天井高（H）／３

③ 建築物の管理上最小限必要な附帯施設

守衛所のような保安上必要な附帯施設については、壁面の位置の制限は適用されません。

（３）　建築物の高さの最高限度

本地区は、教育・研究の高度化に向け、機能的で開放的なキャンパス環境を整えると共に、周辺の居住環境や景観と調和のとれた街並みの形成を図ることを目的として、建築物等の高さの最高限度を定めています。

建築物の高さの最高限度	大学地区		地域交流地区	風致保全地区	病院地区
	（Ａ）	（Ｂ）			
	５０ｍ	１５ｍ	１０ｍ	１０ｍ	－

建築物の高さは、地盤面からの高さをいいます。

なお、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、高さに含まれません。

本地区は､都市計画による高度地区の指定により建築物の高さの最高限度が２０ｍとなっておりますが、地区計画で建築物の高さの最高限度を定めていますので、地区計画の値が適用されます。ただし、病院地区は、地区計画で値を定めていませんので、高度地区の最高高さ制限の値２０ｍが適用されます。また、第一種低層住居専用地域の部分は１０ｍの高さ制限が適用されます。

なお、本地区内の５つの地区の区分いずれにおいても、高度地区又は第一種低層住居専用地域における北側斜線制限は適合する必要があります。

（４）　建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限

本地区は、落ち着いた色を用いて統一感のある市街地の形成を図るために、建築物の形態又は意匠の制限を定めています。

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	大学地区		地域交流地区	風致保全地区	病院地区
	（Ａ）	（Ｂ）			
	建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け周辺の環境に調和した落ち着きのあるものとする。				

２　届出手続き

（１）届出の必要な行為

当地区内で、次の行為を行う場合は工事着手の３０日前までに千葉市長に届出が必要です。

・土地の区画形質の変更　…切土、盛土、道路・宅地の造成等
・建築物の建築、工作物の建設　…新築、増改築、移転、修繕等
・建築物等の用途の変更　…地区整備計画に定められた用途の制限に適合しない場合
・変更の届出　…届出の内容に変更があった場合

（２）届出先

①国立大学以外が申請者となる場合は、
別紙の届出書（定められた様式）に必要事項を記載の上、関係図書を添付し、正本・副本の**2部**を千葉市長（窓口は千葉市役所都市計画課）へ提出して下さい。
なお、建築確認申請を必要とする場合は、この届出書の副本（審査を終了した受理書）を建築確認申請書に添付し申請して下さい。（ただし、民間の確認審査機関に申請する場合の要否については各審査機関にご確認ください。）

②国立大学法人が申請者となる場合、地区計画の届出は不要です。

※ご不明な点がありましたら下記へお問い合わせ下さい。

千葉市都市局都市部都市計画課土地利用班
〒260－8722　千葉市中央区千葉港1番1号
TEL　043(245)5304

2021.5 改正